

# 1. 学科試験免除の受験資格と提出書類等

学科試験免除で受験申込ができるのは、(1)学科試験免除の区分と(2)受験資格を同時に満たす方です。

※再受験申込者は10ページをご覧ください。

## (1) 学科試験免除の区分 (①または②のいずれか)

- ①技術士法による技術士の第二次試験のうちで技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る)に合格した者
- ②2級電気工事施工管理技術検定の学科のみ試験合格者  
学科試験の合格通知書に記載されている有効期間内で連続する2回の試験を学科試験免除とすることができます。ただし、平成27年度以前の合格者については、次の点にご注意ください。
  - ・平成27年度以前の合格者  
進学により有効期間が延長される場合があります(下表参照)。

学科のみ試験の受験資格	当初の有効期間	有効期間が延長されるケース
大学の指定学科 (卒業見込又は卒業後1年以内)	大学卒業後4年以内	有効期間の延長は無し
短期大学・高等専門学校 (卒業見込又は卒業後2年以内)	短期大学・高等専門学校 卒業後5年以内	大学の指定学科へ進学し卒業した場合に限り、有効期間を1年延長
高等学校の指定学科 (卒業見込又は卒業後3年以内)	高等学校卒業後6年以内	・大学の指定学科へ進学し卒業した場合に限り、有効期間を2年延長 ・短大等の指定学科へ進学し卒業した場合に限り、有効期間を1年延長

※ご自身が合格した年度や有効期間などが分からない場合には、本財団までお問い合わせください(ご本人からの照会に限りご案内可能です)。  
※有効期間を過ぎてしまった場合には、学科試験から受験し直すことになります。

## (2) 受験資格 (次のイ～二のいずれかに該当すること)

区分	最終学歴または資格	電気工事施工管理に関する実務経験年数	
		指定学科	指定学科以外
イ	大学 専門学校の「高度専門士」	卒業後1年以上の実務経験を有する者	卒業後1年6ヶ月以上の実務経験を有する者
	短期大学・5年制高等専門学校 専門学校の「専門士」	卒業後2年以上の実務経験を有する者	卒業後3年以上の実務経験を有する者
	高等学校 専門学校の専門課程	卒業後3年以上の実務経験を有する者	卒業後4年6ヶ月以上の実務経験を有する者
	その他(最終学歴を問わず)	8年以上の実務経験を有する者	
ロ	電気事業法による第一種、 第二種または第三種電気主任 技術者免状の交付を受けた者	1年以上の実務経験を有する者 (交付後ではなく、通算の実務経験年数)	
ハ	電気工事士法による第一種 電気工事士免状の交付を受けた者	実務経験年数は問いません	
二	電気工事士法による第二種 電気工事士免状の交付を受けた者 (旧電気工事士も含む。)	1年以上の実務経験を有する者 (交付後ではなく、通算の実務経験年数)	

## 注意事項

**注1** 指定学科については、22ページ以降をご覧ください。

**注2** 実務経験年数等について

- ・詳細は、6～8ページを確認のうえ同記入例14～15ページをご覧ください。
- ・**受験資格上の内容を確認するために当方が指定する書類を、後日、追加提出していただく場合があります。**
- ・**夜間部(第二部)卒業者の実務経験年数については、9ページをご覧ください。**
- ・大学院修了の方の実務経験年数は、修了年月日以降の経験年数を計算してください。
- ・中等教育学校(中高一貫教育6年間)卒業者は、高校卒となります。
- ・平成27年度以前の学科試験のみ受験合格者の区分で申し込む場合、学科試験のみ受験時に受験資格とした学校を卒業する前の 実務経験は、含めることができません。

## (3) 提出書類

受験資格に関わらず新規受験申込者全員が提出する書類

受験申請書一式	<b>受験申請書(A票)</b> ・記入例P12～13を参照してください。 <b>実務経験証明書(B票)</b> ・すべてをきちんと作成してください。 ・P6～9を確認し、記入例P14～15を参照してください。 <b>B票が最も重要な書類です。受験資格の有無はB票で判断します。</b>
その他	<b>住民票(または住民票コード)</b> ・詳細はP10を参照してください。 <b>写真(パスポート用証明写真1枚)</b> ・詳細はP11を確認し、記入例P12～13を参照してください。 ・A票に貼付してください。 ・受験票及び技術検定合格証明書に印刷されます。 <b>受験料(¥5,900)の振替払込受付証明書</b> ・受験申請書上部の貼付欄にのりづけしてください。

受験資格に応じて提出する書類

受験資格	提出書類	
(イ) 学歴と 実務経験年数	<b>卒業証明書(原本)</b> 高度専門士・専門士の場合は、卒業証明書に加えて、その称号が付与されていることを確認できる書類も提出してください。なお、卒業証明書に高度専門士または専門士の記載があれば、卒業証明書だけでかまいません。高度専門士・専門士については、卒業校にお問い合わせください。	詳細は、P10,8(2)を参照してください。 (P2,1(2)に該当するもの)
(ロ) 電気主任技術者	<b>電気主任技術者免状(写)</b>	詳細は、P11,8(3)を参照してください。
(ハ) 第一種電気工事士	<b>第一種電気工事士免状(写)</b>	詳細は、P11,8(3)を参照してください。
(ニ) 第二種電気工事士	<b>第二種電気工事士免状(写)</b>	詳細は、P11,8(3)を参照してください。

※「学科試験免除区分の確認書類」と「受験資格に応じて提出する書類」の卒業証明書が同一の場合は、一通で結構です。

学科試験免除区分の確認書類

技術士法による技術士の 第二次試験のうちで 技術部門を電気電子部門、 建設部門又は総合技術監理 部門に合格した者	技術士合格証(または登録証)のコピー
平成27年度以前の 学科試験のみ受験合格者	学科試験合格通知書のコピー 卒業証明書(原本) ・学科試験のみ受験時に受験資格とした学歴の卒業証明書が必要です。 ・履修条件付きの場合、成績証明書または履修証明書も必要です。 ・進学によって学科試験合格の有効期限が延長され、その延長された期間に受験する際は、進学先の卒業証明書も必要です。
平成28年度以降の 学科試験のみ受験合格者	学科試験合格通知書のコピー

**注3** その他

- ・日本国外の学校を卒業した方は、9ページをご覧ください。
- ・卒業証明書及び資格証明書に記載されている氏名が現在と異なる場合は、**戸籍抄本を添付してください。**
- ・大学から「飛び入学」により大学院へ進学した場合には、受験資格について個々に審査を受け、国土交通大臣の認定を受ける必要があります。
- ・高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定を含む)の合格者は、高等学校の指定学科以外の卒業と同等となります。(合格証明書(原本)を添付してください。)
- ・すでに2級電気工事施工管理技士の資格を取得済みの方は、再度の受験申し込みはできません。

## ■ 学歴が指定学科に該当しているかを確認する

ご自分の卒業した学科が、指定学科に該当しているかどうかを次の手順で確認してください。

### Ⅰ 大学 短期大学 5年制高等専門学校 高等学校

- ① P23【表1】を確認→卒業した学科が【表1】にあれば指定学科です。
- 【表1】に無かった
- ② P23～36【表2】を確認→卒業した学校・学科が【表2】にあれば指定学科です。
- 【表2】にも無かった
- ③ 卒業した学科は指定学科以外です。

①～③のいずれかに該当する方は、学歴を確認するために受検申請書類に  
**卒業証明書（原本）**を添付してください。

### Ⅱ 5年制高等専門学校の専攻科

- ① P36～37【表3】[短大・高等専門学校(5年制)]を確認。  
→卒業した学校・学科、専攻科が【表3】の記載と一致していれば、大学の指定学科として取り扱います。
- 【表3】に無かった
- ①に該当する方は、学歴を確認するために受検申請書類に  
**・高等専門学校の卒業証明書（原本）**  
**・専攻科の修了証明書（原本）**の両方を添付してください。
- ② 5年制高等専門学校の学歴で判定します。Iの方法で確認してください。

### Ⅲ 高等学校の専攻科

- ① P38【表4】[高等学校]を確認。  
→卒業した学校・専攻科が【表4】にあれば短期大学の指定学科として取り扱います。
- 【表4】に無かった
- ①に該当する方は、学歴を確認するために受検申請書類に  
**高等学校専攻科の修了証明書（原本）**を添付してください。
- ② 高等学校の学歴で判定します。Iの方法で確認してください。

指定学科の表中に“(※履修条件有り)”と付記されている学校・学科については、履修条件を満たしている場合に限り指定学科として取り扱います。この場合は、卒業証明書と一緒に成績証明書または履修証明書を添付していただく必要があります。履修条件については、本財団ホームページにてご確認ください。<http://www.fcip-shiken.jp/>

#### 卒業証明書とは

卒業したことの証明が必要になったときに、その都度、卒業校に依頼して発行してもらおう書類のことです。卒業式でもらう卒業証書とは別の書類です。(修了証明書も同様です。)

## Ⅳ 専門学校

- ① P37【表3】[各種学校]、P39～41【表5】、P42【表6】を確認。  
→卒業した学校・学科が表の中にあれば指定学科です。  
【表3】と一致すれば大学の指定学科  
【表5】と一致すれば短期大学の指定学科  
【表6】と一致すれば高等学校の指定学科 } として取り扱います。
- 【表3】【表5】  
【表6】に無かった
- ①に該当する方は、学歴を確認するために受検申請書類に  
**専門学校の卒業証明書（原本）**を添付してください。
- ② 卒業した学科が、「高度専門士」または「専門士」の称号が付与される学科だった場合は、次のように取り扱います。  
→卒業した学科がP23【表1】の中にあれば指定学科です。  
高度専門士は大学の指定学科 } として取り扱います。  
専門士は短期大学の指定学科 }  
→卒業した学科がP23【表1】の中に無ければ指定学科以外です。  
高度専門士は大学の指定学科以外 } として取り扱います。  
専門士は短期大学の指定学科以外 }
- 高度専門士・  
専門士  
ではない
- ②に該当する方は、学歴を確認するために受検申請書類に  
**・専門学校の卒業証明書（原本）**  
**・「高度専門士」または「専門士」の称号が付与されていることを確認できる書類(※)**の両方を添付してください。
- ※卒業証明書に「高度専門士」または「専門士」の記載があれば卒業証明書だけでかまいません。もし記載されていない場合は、卒業校に問い合わせて高度専門士・専門士の称号を確認できる証明書の発行を依頼してください(高度専門士・専門士については、卒業校にお問い合わせください)。
- ③ 卒業した学科が専門課程だった場合は、次のように取り扱います。  
卒業した学科がP23【表1】にあれば高等学校の指定学科  
卒業した学科がP23【表1】になければ高等学校の指定学科以外 } として取り扱います。
- ①～③の  
どれにも  
該当しない
- ③に該当する方は、学歴を確認するために受検申請書類に  
**専門学校の卒業証明書（原本）**を添付してください。
- ④ 次のVの項目で確認してください。

## Ⅴ I～IVのどれにも該当しない学校

- ① P37【表3】[その他]、P38【表4】[その他]を確認。  
→卒業した学科が表の中にあれば指定学科です。  
【表3】と一致すれば大学の指定学科  
【表4】と一致すれば短期大学の指定学科 } として取り扱います。
- 【表3】【表4】  
に無かった
- ①に該当する方は、学歴を確認するために受検申請書類に  
**卒業証明書（原本）**を添付してください。
- ② それ以前の学歴でI～IVのどれに該当するかを確認してください。